

※ 令和6年10月1日時点の状況で申請の要否を確認してください。

日田市から児童手当(特例給付)を受給していますか?

はい

「高校生年代の児童」を養育していますか?

はい

「高校生年代の児童」が次のいずれかに該当していますか。

- ①中学生終了まで、本市から児童手当(または特例給付)を受給していた。
 - ②転入時等に児童手当の認定請求又は額改定認定請求で当該児童を届け出た。
- ※上記に該当するか不明な場合は、こども家庭相談室までお問い合わせください。

はい

A.「大学生年代の子」を養育していますか?

はい

制度改正に伴う手続きは不要です。

「額改定認定請求書」及び多子加算に該当する場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」等の提出が必要です。

いいえ

B.「大学生年代の子」を養育していますか?

はい

制度改正に伴う手続きは不要です。

「額改定認定請求書」及び多子加算に該当する場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」等の提出が必要です。

いいえ

「大学生年代の子」を養育していますか?

はい

「額改定認定請求書」及び多子加算に該当する場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」等の提出が必要です。※児童と別居している場合は、併せて「別居監護申立書」の提出が必要です。

いいえ

「額改定認定請求書」等の提出が必要です。※児童と別居している場合は、併せて「別居監護申立書」の提出が必要です。

いいえ

「高校生年代以下の児童」を養育していますか?

いいえ

支給要件に該当しないので手続きは不要です。

はい

C.「大学生年代の子」を養育していますか?

いいえ

「認定請求書」等の提出が必要です。※児童と別居している場合は、併せて「別居監護申立書」の提出が必要です。

はい

「認定請求書」及び多子加算に該当する場合は「監護相当・生計費の負担についての確認書」等の提出が必要です。※児童と別居している場合は、併せて「別居監護申立書」の提出が必要です。

- 「高校生年代児童」:平成18年4月2日～平成21年4月1日までの間に生まれた児童
- 「大学生年代の子」:平成14年4月2日～平成18年4月1日までの間に生まれた子
- 「多子加算」:大学生年代の子等が3人以上かつ高校生年代までの児童を1人以上養育している場合、第3子以降の手当が加算されること